

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化

(2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げにより、財源対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている（地方交付税法第6条の3第2項）。

令和7年度地方財政計画では、臨時財政対策債について、制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなるなど、地方財政の健全化が一定程度図られているが、多額の財源不足は引き続き生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、財源対策債等による補填措置を早期に解消すること。

国への提案事項

2 一般財源総額の確保・充実

(1) 安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実

地方財政計画の策定に当たっては、今後も社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が責任をもって人口減少対策などの重要課題に対応しつつ、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを提供できるよう、地方単独事業も含めた歳出の積上げを行うとともに、地方の税收動向を的確に反映し、令和8年度以降においても安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

また、企業誘致や観光誘客など、地方の努力によって税收が増加した場合に、努力した団体がより税收増の実感を得られ、地域経済活性化に向けた取組の充実につなげられるよう、地方の税收確保努力に対するインセンティブの強化について検討すること。

(2) 物価上昇等の影響の地方財政計画への的確な反映

デフレから脱却し、物価と賃金がともに上昇する経済に移行していく中においては、民間給与の継続的な上昇に伴う会計年度任用職員を含む給与関係費の増加、物価上昇や民間の賃上げに伴う様々な委託料等の増加、金利上昇に伴う利払い費の増加など、地方歳出は必然的に拡大していくことが見込まれる。

このため、行政サービスの水準を落とすことなく安定的に提供できるよう、地方財政計画の策定に当たっては、人件費の増加や金利上昇による利払い費の増加を適切に見込むとともに、足元の物価上昇率を歳出全体に反映するなど、その影響を的確に反映すること。

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化
(2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

3 臨時財政対策債等の償還財源の確保

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

4 令和7年度に事業期間が終了する起債の期限延長

- 緊急防災・減災対策事業債については、優先度の高い事業から順次実施しているが、災害時の拠点となる庁舎の非常用電源の改修や交番・駐在所の耐震改修、防災ヘリコプターの更新など、未だ整備が完了していない防災・減災対策のために必要な施設等が多く残っていることから、引き続き対策を実施できるよう、制度を延長すること。
- 緊急自然災害防止対策事業債については、特に道路管理における法面对策について、有識者会議においてとりまとめられた法面整備方針に基づき、対策が必要とされた941箇所のうち、これまで優先度の高い箇所から対策を進めてきたところであるが、未だ多くの箇所が未対策であることから、近年頻発化・激甚化する災害等に対応するための整備を引き続き実施できるよう、制度を延長すること。
- 脱炭素化推進事業債については、公共施設等におけるZEB基準に適合させるための改修やLED照明への改修など、公共施設等の脱炭素化に向けた取組を引き続き計画的に実施できるよう、制度を延長すること。

国への提案事項

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

- 「地方創生2.0」に合わせて創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金」においては、前身の「デジタル田園都市国家構想交付金」と同様、交付金のスキームとして、複数年間の事業内容等が具体的に決まっている取組が対象となっている。このため、事業者が試行錯誤しながら探索的に行う事業は対象になりにくい。
- こうした創発的な取組は、その試行錯誤の過程を通じて、イノベーティブなアイデアや施策を生み出し、未来を切り拓く成果獲得の確度の高い施策の実施につながるものであるため、本交付金の対象となるよう、要件の緩和やKPIの柔軟な設定など、弾力的な運用をお願いしたい。
- 地方の創意工夫による独自の取組を一層強力に実施することができるよう、地方財政計画における「新しい地方経済・生活環境創生事業費」を拡充するほか、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の安定的な確保など、自由度の高い財源を拡充・確保していただきたい。

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化
(2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 県・市町共同による防災人材の確保・育成に向けた取組への支援

- 「地方公務員の人材育成に係る地方交付税措置」について、県や市町が共同して防災専門人材を確保・育成するための経費や、防災専門人材を県から市町に派遣する場合に要する経費に関して、要件を緩和し交付対象を拡充すること。

【提案先省庁：内閣府、デジタル庁、総務省、財務省】

現状及び課題

- 令和7年度地方財政計画では、前年度と比べ1.1兆円増の63.8兆円の一般財源総額が確保されるとともに、臨時財政対策債の発行額が抑制されるなど地方財政の健全化が進められたところ。
- しかしながら、地方財政の財源不足は引き続き生じており、財源対策債等の特例的な措置による補填が常態化している。

◆一般財源総額(水準超経費除き)

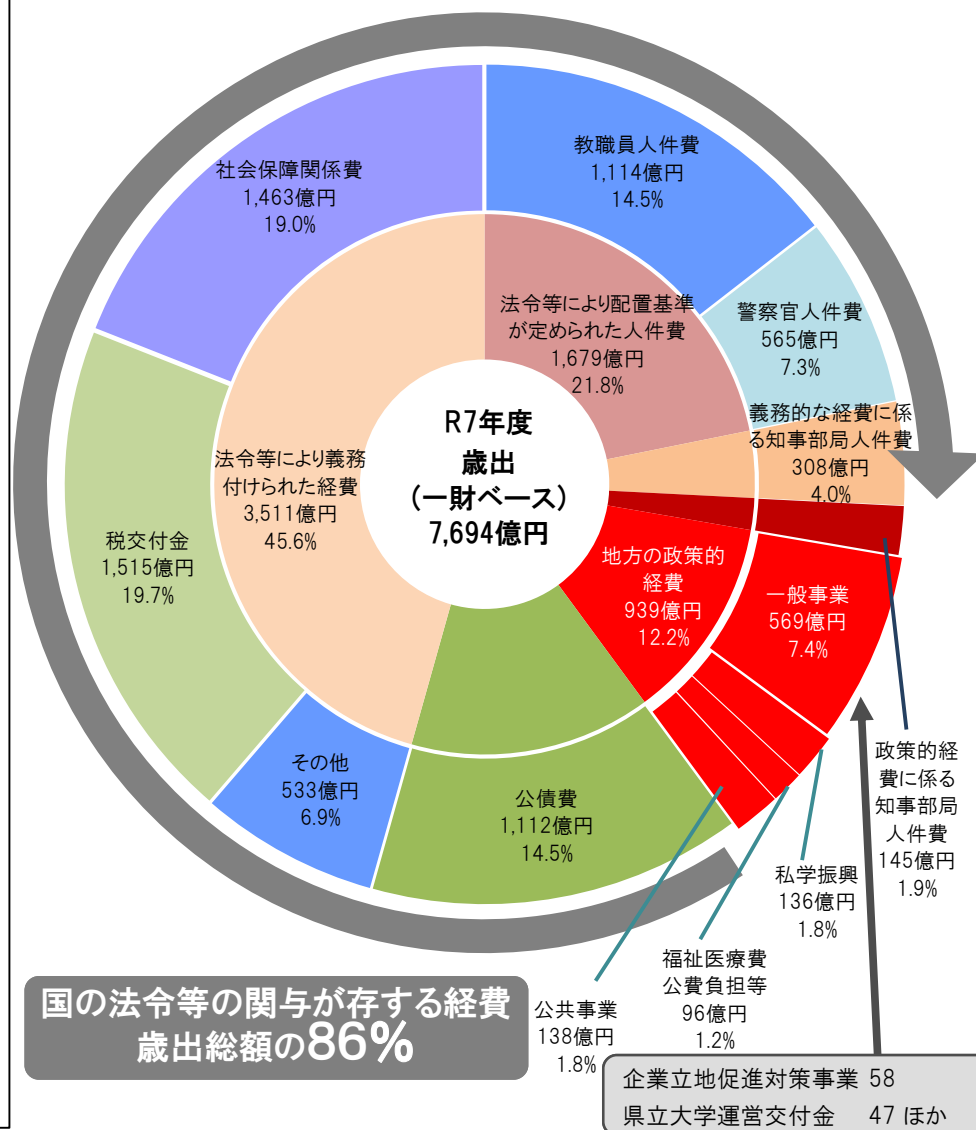
	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R6地方財政計画	62.7兆円	46.6兆円	18.7兆円	0.5兆円
R7地方財政計画	63.8兆円	48.6兆円	19.0兆円	0.0兆円
前年度比	+1.1兆円	+2.0兆円	+0.3兆円	▲0.5兆円

※端数処理の関係で内訳が一致しない場合がある

- 広島県の歳出総額 1兆898億円(R7年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,694億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、国は必要な財源措置を講じなければならない(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあつては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠。

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

広島県の歳出構造(令和7年度当初予算)



5 地方分権改革・地方税財源の充実強化

(2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより急激に減少した後、平成16～18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成29年度末には、457億円まで回復したが、平成30年7月豪雨災害への対応に伴い大きく減少。
- 令和3年度には、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、一時は、残高が100億円を下回る状況となったが、県税収入の増などにより令和3年度末には、平成30年7月豪雨災害前の水準に回復。
- しかしながら、令和5年度以降は、地方消費税収の減少や物価高への対応などにより、基金残高が減少傾向。

課題

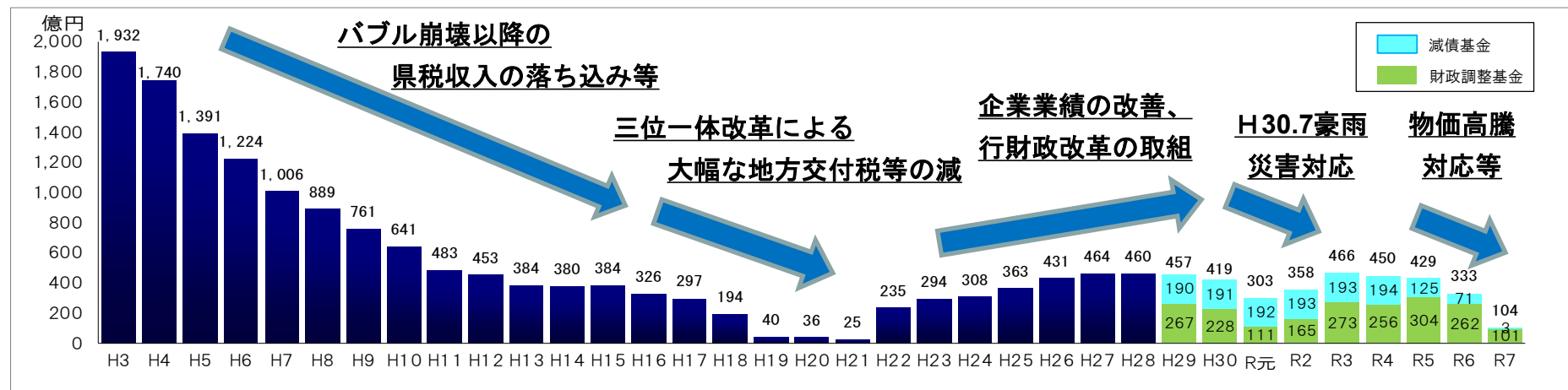
- 近年、各地方団体の基金残高が増加していることから、残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。

本県における財源調整的基金の増加は、景気変動による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、不測の事態が生じた際は一瞬で激減するものである。

こうしたリスクに対して、地方が柔軟かつ機動的に対応していくためには、基金を一定程度確保することが非常に重要である。

地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

■広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金（財政運営のために自由に使える貯金）のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。
グラフ数値は年度末残高であり、R5年度までは決算値、R6年度は2月補正予算後の見込み、R7年度は当初予算編成時の見込み。

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状／広島県の取組

○前身の「デジタル田園都市国家構想交付金」については、全国知事会や中国地方知事会等で、財源確保や制度改善等について必要に応じ提案活動を実施してきたところ。

課 題

- 地方が地方創生に資する取組を進める上では、所要額の確実な確保と、財源が一時的なものでなく恒久的なものであることが必要。
- 現行の交付要件では、複数年間の事業内容とKPIが具体的に決まっている取組が対象となっているなど、まだ要件緩和の余地があると考ええる。

- R6補正予算において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（新地方創生交付金）」を創設。
- **R7当初：2,000億円／R6補正：1,000億円**（R6当初：1,000億円／R5補正：735億円）。

新しい地方経済・生活環境創生交付金

第2世代交付金

第2世代交付金（移住・起業・就業型）（第2世代交付金の内数で実施）

第2世代交付金（プロフェッショナル人材事業型）（第2世代交付金の内数で実施）

デジタル実装型

地域防災緊急整備型

地域産業構造転換インフラ整備推進型（地域産業構造転換インフラ整備推進交付金）

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化

(2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状／施策の背景・経緯

- 激甚化・頻発化する風水害や今後発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害に迅速・的確に対応するためには、防災に関する専門的な知識やスキルを有する自治体職員を確保・育成し、県・市町全体で更なる防災体制の強化を図る必要がある。
- このため、本県では県・市町共同で防災人材を確保・育成するため、令和4年度から県・市町合同で研修・訓練等に取り組むとともに、令和6年度からは「県・市町防災人材協議会」を設置し、地域特性や災害リスクを踏まえた研修・訓練等に取り組み、必要な経費については、県・市町双方が負担し運営することとしている。
- また、県全体の災害対応力を向上させるため、令和4年度から県・市町防災部局間での交流人事を実施しており、令和6年度から採用を開始した「防災職」については、研修・訓練・OJTなどにより育成し、将来的には市町に派遣する予定。

課 題

- 「地方公務員の人材育成に係る地方交付税措置」の交付要件として、県・市町それぞれが、人材育成目標を定める必要があるが、本県のように、いわゆる県・市町の共有人材として、県・市町全体で目標を設定する場合が想定されていない。
- 加えて、市町村に専門人材を派遣する取組に対する特別交付税措置について、連携協約の締結に限定されており、自治体派遣(地方自治法第252条の17)などは対象外となっている。

